

# スポーツ合宿するなら 愛知県 豊川市

豊川で  
スポーツ合宿する  
団体に  
**最大10万円**  
の補助

豊川市スポーツ合宿支援事業補助金

## 対象団体 (市外団体)

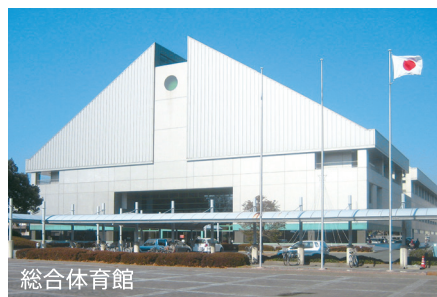
- ① 学校教育に規定する学校(幼稚園を除く)又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成されるスポーツ競技部として認められる団体
- ② スポーツ少年団、小・中学生クラブチームその他これらに類する団体
- ③ 社会人が所属する企業等のクラブ、サークル等のアマチュアスポーツ活動団体

## 条件

- ① 市内の宿泊施設に宿泊(延べ宿泊者数10名以上)すること
- ② 市内の体育施設等を利用すること  
※①を条件に、合宿利用の6ヶ月前から体育施設等の平日昼間の先行予約ができます  
※土日祝の場合は3ヶ月前からご予約できます

## 補助金額

- ① 延べ宿泊者数(10名以上) × 宿泊日数 × 1,000円  
【延べ宿泊者数とは、宿泊者数 × 宿泊日数】  
※同一団体が同一年に受けられる補助金額の上限額は10万円とする



# 補助金交付の流れ

スポーツ  
合宿団体  
(利用者様)

## 合宿実施前

“スポーツ合宿”の相談⇒「豊川市観光協会」へ問い合わせ(0533-89-2206)  
『スポーツ合宿エントリーシート』に必要事項を記入して「豊川市観光協会」へメール or ファックス

体育施設の平日昼間の  
先行予約ができます!

豊川市  
観光協会

## 『スポーツ合宿エントリーシート』の確認・ 市内体育施設等の先行予約手続き

スポーツ  
合宿団体  
(利用者様)

## 豊川市での合宿実施

※市内宿泊施設への宿泊  
※市内体育施設の利用

スポーツ  
合宿団体  
(利用者様)

## 合宿終了後1ヶ月以内に下記書類を提出

豊川市観光協会もしくは、豊川市教育委員会スポーツ課へ提出

- ① 『スポーツ合宿支援事業補助金交付申請書兼実績報告書』(様式第1号)
- ② 『スポーツ合宿実施報告書』(様式第2号)
- ③ 『スポーツ合宿宿泊証明書』(様式第3号)
- ④ 『スポーツ合宿支援事業補助金交付請求書』(様式第5号)

延べ宿泊者数 × 1,000円  
の補助金がうけられます!

豊川市  
教育委員会  
スポーツ課

## 内容審査

内容審査後、適正と認められた場合、『スポーツ合宿支援事業補助金交付決定通知書』(様式第4号)を合宿団体に交付し、後日、補助金等を指定口座へ振り込みます。  
※市の予算100万円に達した場合、補助金は交付できません。

お問い合わせ

豊川市教育委員会スポーツ課

〒441-0292 愛知県豊川市赤阪町松本250音羽庁舎2階

TEL:0533-88-8036 / FAX:0533-88-8038

E-mail: sports@city.toyokawa.lg.jp

スポーツ合宿相談窓口

豊川市観光協会

〒442-0068 愛知県豊川市諏訪3丁目133プリオ5階

TEL:0533-89-2206 / FAX:0533-89-2276

E-mail: info@toyokawa-map.net